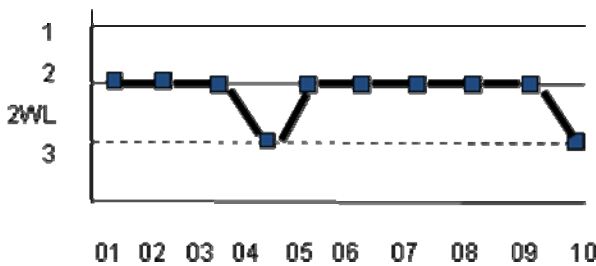


## 米国国務省「2010年人身取引(TIP) 報告書」

人身取引対策に関わっていらっしゃる方は、米国国務省が毎年発行している「人身取引報告書」についてはよくご存知だと思いますが、2000年から毎年発行されており、今年で10年目を迎え、今年度の報告書が去る6月14日に発表されました(<http://www.state.gov/g/tip/rls/tiprpt/2010/>)。この報告書は米国の人身取引被害者保護法を基準に、各国の人身取引対策を評価し、階層(Tier)に分けランク付けを議会に報告するものです。注意すべき点は、国連の基準に基づいているのではなく、あくまでも米国国内法を基準にしているということです。前年まで米国はランク付けの対象外でしたが、今年からは対象になり、最上位のTier 1に位置づけられていたのは自国の対策に自信をもっている証拠と言えます。

タイはこの10年間、2004年に一度、全部で4階層あるうちの下から2番目にあたるTier 2監視対象リスト(2WL)に下げられた以外はずっとTier 2でしたが、今年は不名誉なことに、再度監視対象リストに下げられてしまいました。



タイのTier (2010年報告書より)

監視対象リストが2回連続とその翌年は自動的に最低のTier 3に落ち、米国からの経済制裁の可能性もあり得ます。日本は今年もTier 2、メコン地域ではカンボジアのみがTier 2で、ラオス、ベトナム、タイが監視対象リスト国、ミャンマーは最下位のTier 3でした。

自国の人身取引対策に自信と誇りを持っているタイ政府はこれまでの上から二番目のTier 2でも不満で、昨年TIP報告書の発表後、米国大使

館の書記官を招いて行われた報告会では、Tier 1を目指そうと活発な意見交換が行われたほどです(MDT通信No.14号参照)。その後、政府はタスクフォースを立ち上げ、米国政府に報告書を提出したそうです。

去る6月30日、昨年同様、米国大使館の書記官を招いた報告会が行われました。すでに報告書発表直後にタイ政府外務省が米国政府に申し入れを行った経緯もありましたので、当日はタイ側の参加者からは厳しい質問が浴びせられるのではと思っていましたが、参加者は冷静に意見を述べていたのが印象的でした。

参加者からの質問や要望は主に以下でした。

- \* 米国ではタイ人の人身取引被害者が多いことから、在米タイ大使館を通じて、できるだけ早い時期からタイ側も被害者認定に関わりたい。(→良いご提案だ。)
- \* TIP報告書は政府の取り組みのみを評価しているのか?(→Yes)
- \* TIP報告書に関する他国の反応は?(→ランク付けに対する反応が多い)
- \* 実際に報告書を執筆しているのは誰か?(→米国国務省の職員が責任を持って執筆しており外注はしていない。)

米国大使館の書記官は、TIP報告書の目的は人身取引対策に関する意識を高めることにあることを強調していました。確かに報告書は各国政府の取り組みを「訴追」「予防」「保護」に分けて簡潔にまとめてありますので分かりやすく、また他の国とも比較が可能です。ただしTierへのランク付けに関しては必ずしも説得力があるとは言えず、もしかして何か政治的意図があるのではないかと勘繰ってしまいました。